

平成25年度第1回政策会議

日時 平成25年6月25日（火）10:00～10:30

会場 市長会議室

参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 山本教育長 秋田企業局長
谷口企画部長 川越総務部長 山田財務部長

函館市空き家等の適正管理に関する条例案について

◎対応 戸内都市建設部長 内藤都市建設部次長 福田街づくり推進課長
鈴木建築行政課長 扇谷街づくり推進課庶務係長

◆ 議題の趣旨 ◆

空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故や犯罪、火災などを未然に防止し、市民の安心・安全の確保と生活環境の保全を図ることを目的とする条例を制定するものですが、この条例案に関して、内容を協議しました。

◆ 協議の結果 ◆

条例案の内容は了承されました。

◆ おもな発言 ◆

■福田街づくり推進課長 まず、条例制定の背景についてだが、総務省が行っている住宅土地統計調査によると、市内の住宅約148,000戸のうち16.9%にあたる約25,000戸の空き家が存在すると推計されていて、このうち、賃貸、売却、別荘等を除くいわゆる「空き家」物件で、かつ腐朽、破損があるものは約2,900戸、市内の住宅全体の約2%が老朽空き家と推計されているところである。

次に、条例の目的だが、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故や犯罪、火災などを未然に防止し、市民の安心安全の確保と生活環境の保全を図るものである。

続いて、条例案の主な内容だが、所有者に対する空き家等の適正管理についてや、危険な状態の空き家等に対する周辺の被害を未然に防ぐ観点から所有者等に対する勧告命令等の行政指導や行政処分、さらには行政代執行など市による直接的な措置などのほか、空き家等審議会の設置などを規定している。この審議会は、空き家等の危険な状態の判断基準を定めてもらうほか、行政処分の対象となる物件について、客観的かつ専門的な立場で審議を行うものである。

今後のスケジュールについてだが、7月10日から1ヶ月間パブリックコメントを実施した後、9月定例会に議案提出を考えている。それから、議決と同時に条例の公布となるが、条例の本格施行については、周知期間として3ヶ月間とらせていただき、平成26年1月1日に施行したいと考えている。これは、冬期間の積雪などによる老朽空き家への影響などの懸念もあることから、この条例に関する施行にあたっては、個人主体に行政処分を科すものではあるが、

3か月の周知期間をもって施行したいと考えている。

■工藤市長 空き家を所有している人たちに、いかにこの条例を周知するかということをもっと1番に考えていかないとならない。所有者は把握できるのか。

■戸内都市建設部長 地域によっては、一定程度把握できると考えている。

■工藤市長 まず、この条例について知ってもらうことから始めていかないといけない。

■戸内都市建設部長 まず制度の周知から進めていきたいと考えている。

■中林副市長 空き家の総件数は、人口減が進むと今後さらに増えていく。適正管理も必要だが、借りる人がいないから空き家がどんどん増えていくのでは。公営住宅の計画など、関連する施策を併行して進めていく必要があるのではないか。

■戸内都市建設部長 関連する施策と併行して今後検討していきたい。

■山田財務部長 代執行をやるとき、市が一時的に肩代わりすることになるわけだが、解体できない所有者の中には、費用が捻出できないことが理由である人もいるのではないかと。そうすると、費用の回収という部分が今後の大きな課題になっていくのではないかと。

□扇谷街づくり推進課係長 原則的には代執行に係る費用の徴収については税に次ぐ債権としての扱いになっている。

■川越総務部長 今後条例の対象となる空き家等について、早急に対応が必要なものや、市が代執行する必要があるものなど、それぞれの建物についてランク付けや優先順位を決めるとか、そういう方針はどうか。

■戸内都市建設部長 それは審議会の方である程度基準を定めていく。

□扇谷街づくり推進課係長 建物ごと個別の判断ではなく国土交通省の基準に基づいて点数化し、緊急度が高いものや、周辺に対して被害を与えるおそれのあるものかどうか、そのような観点から対象を絞っていく形を想定している。

■工藤市長 本件については了承した。